

第5章 成年後見制度の利用促進に向けて

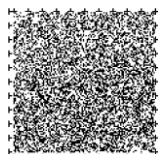
1 背景

成年後見制度は、ノーマライゼーションや自己決定権の尊重等を基本理念とし、認知症、知的障がい、その他の精神上的の障がいにより判断能力が不十分な人の権利擁護を支える重要な制度です。令和4（2022）年3月に閣議決定された国の「第二期成年後見制度利用促進基本計画」では、「地域共生社会」の実現という目的に向け、本人を中心とした支援・活動における共通基盤となる考え方として「権利擁護支援」を位置付けた上で、地域連携ネットワークにおける権利擁護支援策の一層の充実などの成年後見制度の利用促進の取組みを更に進めていくこととされています。

本計画では、成年後見制度の利用の促進に関する法律第14条第1項に基づき、認知症や障がいに関わらず、一人ひとりの権利が守られ、住み慣れた地域で尊厳ある本人らしい暮らしを継続できるよう、本市の成年後見制度の利用の促進に関する施策について基本的な方針を定めるものです。

本市では、「第10次東広島市高齢者福祉計画・第9期東広島市介護保険事業計画」を令和5（2023）年度に策定し、高齢者の権利擁護の重要性から「東広島市成年後見制度利用促進計画」として高齢者に係る方針を記載しています。本計画に位置づける

「東広島市成年後見制度利用促進計画」は高齢者を含む市民全体の権利擁護に係る方向性を示すものとなります。

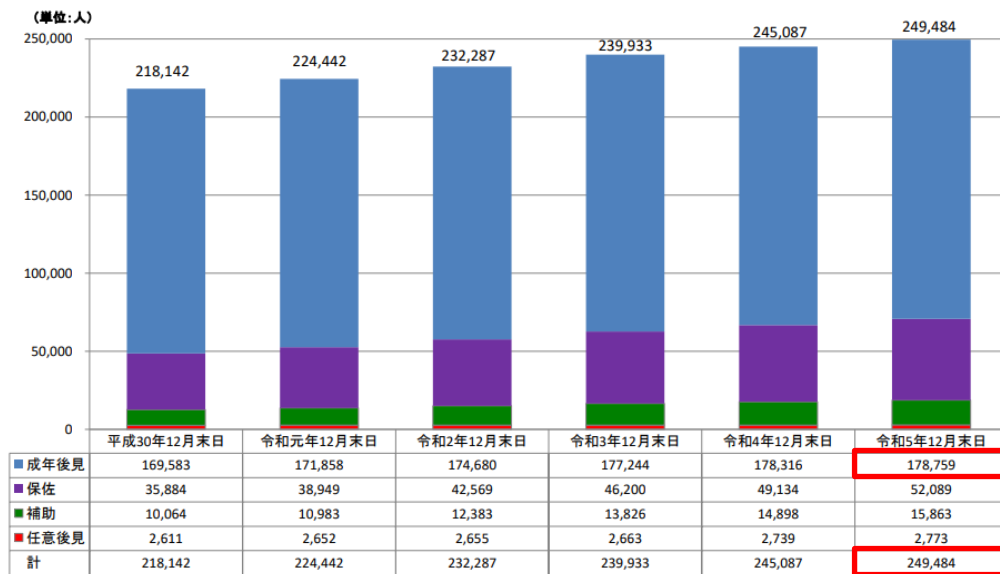


2 成年後見制度の利用に関する現状

(1) 国の現状

平成 30（2018）年から令和 5（2023）年の成年後見制度の利用者数の推移をみると、各事件類型における利用者数はいずれも増加傾向にあり、令和 5（2023）年での利用者数は全体で 249,484 人となっています。そのうち、成年後見が 178,759 人（71.7%）となっています。

■ 成年後見制度の利用者数の推移（平成 30（2018）年～令和 5（2023）年） ■

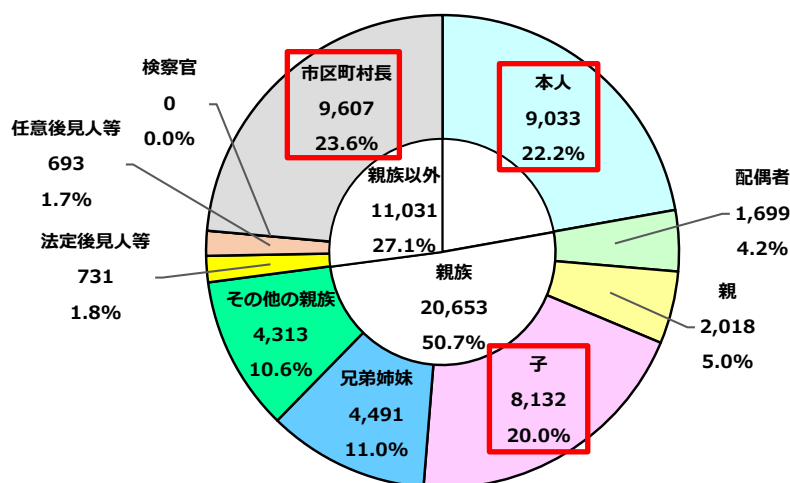


資料：最高裁判所「成年後見関係事件の概況－令和5年1月～12月－」より作成

資料：厚生労働省「成年後見制度の現状(令和6(2024)年4月)」

申立人については、市区町村長が約 23.6%と最も高く、次いで本人が 22.2%、本人の子が 20.0%となっています。

■ 申立人と本人との関係別件数（令和 5（2023）年） ■

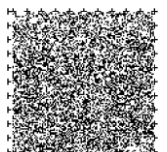


(注 1) 後見開始、保佐開始、補助開始及び任意後見監督人選任事件の終局事件を対象としている。

(注 2) 「その他の親族」とは、配偶者、親、子、及び兄弟姉妹を除く、四親等内の親族をいう。

資料：最高裁判所「成年後見関係事件の概況－令和 5 年 1 月～1 2 月－」

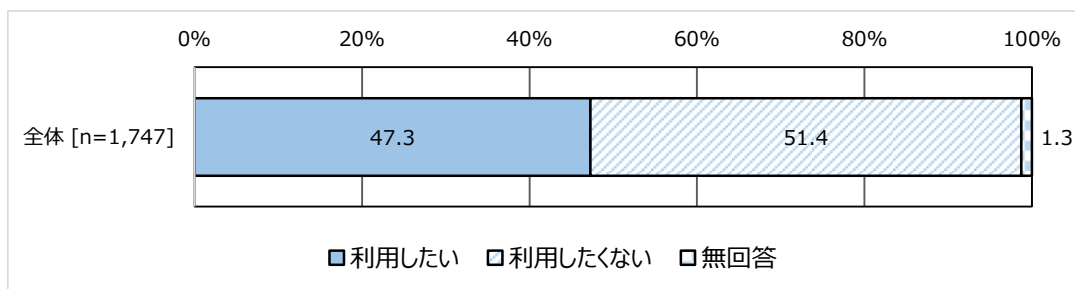
資料：厚生労働省「成年後見制度の現状(令和6(2024)年4月)」



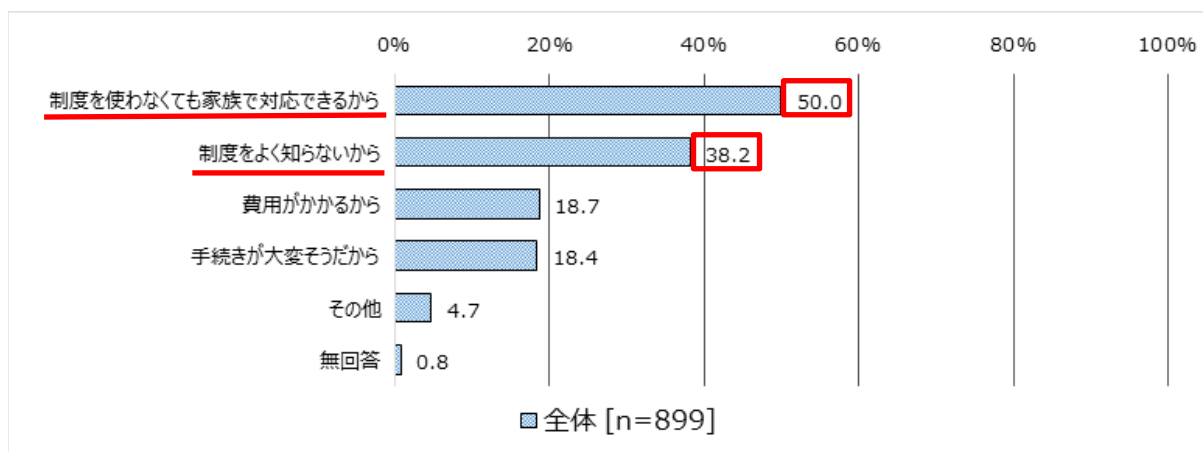
(2) 東広島市の現状

市民アンケートから、本市の成年後見制度の利用希望は、「利用したい」と「利用したくない」が5割程度ずつとなっています。「利用したくない」理由としては、「制度を使わなくても家族で対応できるから」が50.0%と高い一方で、「制度をよく知らないから」も38.2%となっていることから、制度に関する周知を拡充することにより、潜在的に制度が必要な層の利用につながるものと考えられます。

■ 成年後見制度の利用希望（単一回答） ■ ※再掲



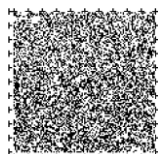
■ 成年後見制度を利用したくない理由（複数回答） ■ ※再掲



3 基本方針

権利擁護支援等の必要な方が、適切に制度を利用することができるよう、令和5(2023)年に設置した「権利擁護ステーション」を「地域連携ネットワーク」の軸になる「中核機関※」として位置づけ、利用促進のための体制整備や機能強化を図ります。

※ 中核機関：「地域連携ネットワーク」のコーディネートを担う中核的な機関。専門知識や、地域の専門職等との連携を図るノウハウ等を持ち、地域での成年後見制度利用促進のための連携や対応強化の推進役を担う機関として市町村に設置することが国の基本計画に示されている。



4 基本目標

- 1) 高齢者、障がい者、こども等の支援に取り組む一次支援機関が直面する課題の複雑化・複合化に対応するため、司法や医療・福祉等の専門的な視点を踏まえ、課題を解決に導くとともに、一次支援機関の課題解決能力の向上を図ります。
- 2) 中核機関の機能として定められた、広報、相談、成年後見制度利用促進、後見人支援の4つの機能の導入に向けて段階的・計画的に取り組むとともに、成年後見制度の利用促進につなげます。
- 3) 福祉・医療・法律の専門職や家庭裁判所などの様々な立場の関係者が本市の権利擁護支援に参画し、関係者が円滑にかつ効果的に連携・協力する仕組みの強化を図ります。

5 取組みの方向性

(1) 権利擁護支援体制の充実

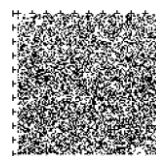
高齢者、障がい者、こども等の支援に取り組む一次支援機関が直面する課題の複雑化・複合化に対応するため、司法や医療・福祉等の専門的な視点による助言から課題を解決に導く「アドバイザー事業」の仕組みを推進します。また、一次支援機関の課題解決能力の向上を図る研修を実施し、権利擁護支援体制の充実を図ります。

(2) 権利擁護支援の基盤強化及び成年後見制度等の理解促進

中核機関の機能として定められた、広報、相談、成年後見制度利用促進、後見人支援の4つの機能を段階的・計画的に取り組む、権利擁護支援の基盤を強化するとともに、必要な人が成年後見制度を利用し、本人らしい生活ができるよう、制度や権利擁護について周知・啓発を行い、成年後見制度の理解促進につなげます。

(3) 地域連携ネットワークの機能強化

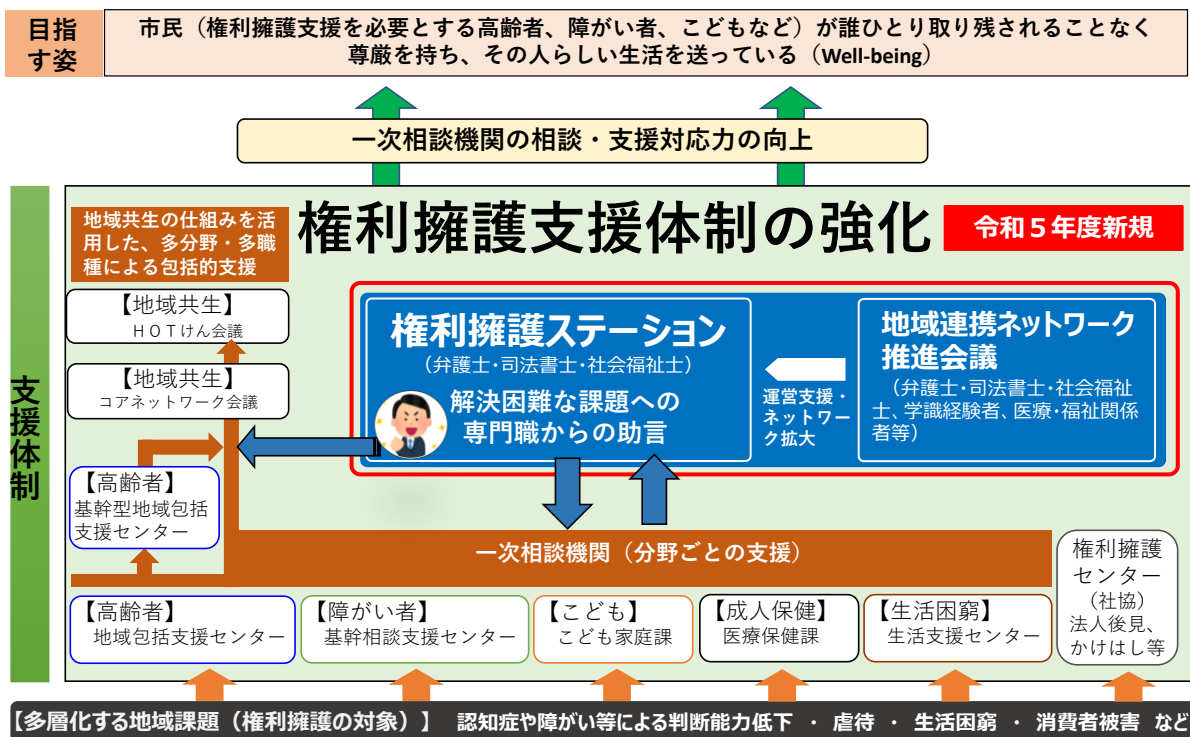
福祉・医療・法律の専門職や家庭裁判所などの様々な立場の関係者が本市の権利擁護支援に参画する場面として「東広島市地域連携ネットワーク推進会議」を開催し、地域連携ネットワークの機能強化を図ります。



6 権利擁護ステーション（中核機関）の整備、運営方針

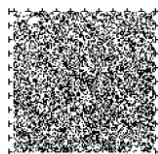
（１）権利擁護支援体制の充実

- 1) 高齢者、障がい者、こども等の支援に取り組む一次支援機関において解決困難な事例に対し、権利擁護ステーションの専門職による相談・助言等を行い、支援対応力の向上を図るとともに、成年後見人を含む支援者等を支援するための体制を構築します。
- 2) 地域連携ネットワーク推進会議の運営により、法律・福祉・医療の専門職の知見を権利擁護支援の場で活かすとともに、ネットワークの拡大を通じて地域連携ネットワーク機能の強化を図ります。
- 3) 広報・啓発、相談、成年後見制度利用促進、後見人支援の４つの機能の充実に向けて、段階的・計画的に取り組めます。



（２）権利擁護支援の基盤強化及び成年後見制度等の理解促進

- 1) 一次支援機関における権利擁護支援能力の強化に向けて、ワークショップや講座を通して相談対応力の向上に取り組むことで、権利擁護ステーションの定着を図ります。
- 2) 一次支援機関等の専門職を対象に権利擁護の理解を深め、技術の向上を図るために、虐待、相談援助技術、身上監護・金銭管理、意思決定支援等のスキルアップ研修を行います。



- 3) 市民が権利擁護や成年後見制度に関する正しい知識と理解を持つことができるよう、未来ノートの使い方や、遺言・相続、任意後見制度・民事信託、成年後見制度、消費者被害等の権利擁護セミナーを行います。
- 4) 市民団体や福祉関係事業所に向けて、権利擁護や成年後見制度に関する理解を深めるために、成年後見制度、任意後見制度、身寄りがない方への権利擁護支援等の出前講座による権利擁護支援研修を行います。

(3) 一次支援機関を支援する相談支援体制の構築

- 1) アドバイザー事業の活用により、弁護士・医師・司法書士・社会福祉士との専門的な相談体制を構築することで一次支援機関の支援を強化します。また、精神科領域での外来受診が困難な人に対する支援体制の構築等による、初診からのオンライン診療を推進します。
- 2) 身寄りがない方の居住支援・身元保証・生活支援・死後事務の増加が見込まれる社会課題への対応方法を検討します。

(4) 成年後見制度利用促進に向けた権利擁護支援体制の構築

- 1) 成年後見制度の利用が必要な状況にあるにもかかわらず、親族による申立てが困難な場合に市長申立てを行います。また、経済的理由により利用が困難な場合には、申立て費用や後見人等への報酬助成を行います。
- 2) 任意後見制度の利用時に必須となる後見監督人報酬の助成の必要性について検討します。
- 3) 法人後見受任先の新規開拓について検討します。

(5) 一次支援機関が相互に連携する後見人支援体制の構築

- 1) 市長申立てによる成年後見制度の利用が必要な場合は、後見人が就いた後のことにも配慮しつつ、一次支援機関等を交えて検討会議を行い、受任調整の必要性を検討します。
- 2) 家庭裁判所と連携し、成年後見受任時の支援関係者会議（チーム形成支援）を開催するとともに、既存の支援関係者と情報の共有を図ることで、円滑な連携体制を構築します。
- 3) 成年後見制度の開始後に、一次支援機関等と後見人の情報共有の場を設け、今後の支援策について伴走支援を行います。
- 4) 後見人と一次支援機関の顔の見える関係づくりを進めることにより、不正防止の機能を高めます。
- 5) 親族後見人、専門職後見人における実務の知識及び技術の向上を図るため、家庭裁判所との連携による研修について検討します。

